



公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

令和6年8月26日

長野県知事 阿部 守一

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
佐久漁業協同組合	佐久市跡部17-1	内共第1号
奈良井川漁業協同組合	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原71-599	内共第4号
波田漁業協同組合	松本市波田10098	内共第4号
安曇漁業協同組合	松本市安曇20-2	内共第4号
犀川殖産漁業協同組合	長野市信州新町新町34-8	内共第4号
諏訪東部漁業協同組合	茅野市宮川3939-4	内共第5号
天竜川漁業協同組合	伊那市狐島4445	内共第6号
木曾川漁業協同組合	木曾郡木曾町福島4935-1	内共第7号
姫川上流漁業協同組合	北安曇郡白馬村大字北城12875	内共第8号、内共第17号

2 変更の内容

(1) 佐久漁業協同組合

第1条中「が免許を受けた、」を「(以下「組合」という。)の有する」に改める。

第2条第1項中「漁場の」を「漁場に」、「遊漁」を「遊漁を」に、「組合」を「組合」に改め、同条第2項中「口頭で」を「口頭又はオンラインサービスによる方法により」に改め、同条第4項中「第1項の承認を受けた者」を「遊漁者」に、「の遊漁料」を「に規定する遊漁料」に、「の方法」を「又は第3項の方法」に改める。

第4条の表のいわな・やまめの項中「する」を「する。」に改める。

第6条の見出しを「(全長の制限)」に改める。

第7条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

第7条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

第8条第1項中「別記様式第1号から第2号までに規定する遊漁承認証()」を「次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインサービスにより発行されるものを含む。）」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所及び顔写真(承認期間が1年間の遊漁承認証に限る。)

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具及び漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) 発行者名

第9条に次の1項を加える。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

第10条第1項中「この規則の励行」を「遊漁者に対し、この規則の遵守」に、「ある」を「できる」に改め、同条第2項中「別記様式第3号による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 氏名及び顔写真

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) 発行者名

第11条中「しない」を「、行わない」に改める。

様式を削る。

(2) 奈良井川漁業協同組合

第7条第1項第1号の表中「6,300円」を「7,000円」に改める。

(3) 波田漁業協同組合

第1条中「が免許を受けた、」を「(以下「組合」という。)の有する」に改める。

第2条の見出し中「納入義務」を「納付義務」に改め、同条第4項中「第1項の承認を受けた者」を「遊漁者」に、「納付」を「同条第2項の方法により組合に納付」に改める。

第8条第1項中「別記様式第1号に規定する」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 承認を受けた者の氏名及び住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具及び漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

第10条第1項中「この規則の励行」を「遊漁者に対し、この規則の遵守」に、「ある」を「できる」に改め、同条第2項中「別記様式第2号による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

様式を削る。

(4) 安曇漁業協同組合

第2条の見出し中「納入義務」を「納付義務」に改め、同条第4項中「第1項の承認を受けた者」を「遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)」に、「納入」を「同条第2項の方法により組合に納付」に改める。

第8条第1項中「別記様式第1号から第3号までに規定する」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 承認を受けた者の氏名及び住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具及び漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

第10条第1項中「この規則の励行」を「遊漁者に対し、この規則の遵守」に、「ある」を「できる」に改め、同条第2項中「別記様式第4号による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

様式を削る。

(5) 犀川殖産漁業協同組合

第8条第1項第1号の表中「5,000円」を「6,000円」に改める。

(6) 諏訪東部漁業協同組合

第3条の見出し中「漁具漁法」を「漁具、漁法及び漁場」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 釣り大会のため、漁場の一部の遊漁を一定期間制限することがある。ただし、この場合には、公示するものとする。
- 3 前項の公示は、この組合の掲示板に掲載してするものとする。

第11条を第12条とし、第6条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(子供釣り専用区域)

第6条 次の表のア欄の区域においては、中学生以下の者がイ欄の魚種、ウ欄の漁具、漁法を用いて、エ欄の期間に遊漁する場

合を除き遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 魚種	ウ 漁具、漁法	エ 期間
上川本流左岸 諏訪東部漁業協同組合事務 所を基点として下流80mの 地点から下流60mまでの区 域	全魚種	竿釣<餌釣、擬似餌釣(ル アー、フライ、毛針)>	1月1日から12月31日ま で。ただし、あまご、い わな、にじますの遊漁は 2月16日から9月30日ま で。

(7) 天竜川漁業協同組合

第7条第1項第1号の表中

2,200円	2,750円
8,800円	11,000円
1,100円	1,650円
6,600円	7,700円

を

に改め、同項第2号の表中「300円」を「330円」に改め、

同項第3号の表中

15,000円	15,400円
---------	---------

を

に改める。

(8) 木曾川漁業協同組合

第3条の表を次のように改める。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規模
あゆ、こい、かじか うぐい、わかさぎ にじます、いわな、あまご (地方名：たなびら、あめのうお)	釣竿<友釣り、餌釣、疑似餌釣(ルアー・ フライ・毛針)>	1人1本 ただし、こいの遊漁は1人3本以内、 採捕量5尾以内

第8条第1項第1号の表を次のように改める。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場日釣 現場加算額 (1,000円)を含む
		日釣	年釣 (期間釣)	
全魚種	竿釣<友釣り、餌釣、 疑似餌釣(ルアー・ フライ・毛針)>	2,000円	9,000円	3,000円

第8条第1項第2号の表を次のように改める。

区分	魚種	漁具・漁法	遊漁料	
			日釣	年釣 (期間釣)
中学生以下	全魚種	竿釣<友釣り、餌釣、 疑似餌釣(ルアー・ フライ・毛針)>	無料	無料
身体障害者1級から 5級までの者	全魚種	竿釣<友釣り、餌釣、 疑似餌釣(ルアー・ フライ・毛針)>	1,000円	4,500円

(9) 姫川上流漁業協同組合

ア 内共第8号

第2条第1項中「口頭で」を「口頭又はオンラインサービスによる方法により、」に改め、同条第3項中「遊漁者」の次に「(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)」を加える。

第7条第1項第2号中「次表欄」を「次表左欄」に、「下欄」を「右欄」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

第7条第2項中「掲げる場所」の次に「又は組合が指定するオンラインサービス」を加える。

第8条の見出し中「遊漁承認」を「遊漁承認証」に改め、同条第1項中「遊漁承認証」の次に「(オンラインサービスにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。)」を加える。

イ 内共第17号

第2条第1項中「口頭で」を「口頭又はオンラインサービスによる方法により、」に改め、同条第3項中「遊漁者」の次に「(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)」を加える。

第7条第1項第2号中「次表欄」を「次表左欄」に、「下欄」を「右欄」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

第7条第2項中「掲げる場所」の次に「又は組合が指定するオンラインサービス」を加える。

第8条の見出し中「遊漁承認」を「遊漁承認証」に改め、同条第1項中「遊漁承認証」の次に「(オンラインサービスにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。)」を加える。

3 変更後の遊漁規則の施行期日

- (1) 2の(1) 令和6年9月1日
- (2) 2の(2) 令和6年12月1日
- (3) 2の(3)及び(4) 令和7年1月1日
- (4) 2の(5) 令和6年12月1日
- (5) 2の(6)から(8)まで 令和7年1月1日
- (6) 2の(9) 令和6年9月1日

園芸畜産課

公告

県営山田新池地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和6年8月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地改良事業の名称
県営農村地域防災減災事業
- 2 工事の着手年月日
令和4年11月5日
- 3 工事の完了年月日
令和6年6月28日

農地整備課

公告

令和6年8月14日、長野県西部南箕輪土地改良区の定款変更を認可しました。

令和6年8月29日

長野県上伊那地域振興局長 布山 澄

農地整備課

公告

令和6年8月14日、駒ヶ根市大田切土地改良区の定款変更を認可しました。

令和6年8月29日

長野県上伊那地域振興局長 布山 澄

農地整備課

公告

令和6年8月14日、長野県美簗土地改良区の定款変更を認可しました。

令和6年8月29日

長野県上伊那地域振興局長 布山 澄

農地整備課

公告

令和6年8月8日、安曇野市等々力土地改良区の定款変更を認可しました。

令和6年8月29日

長野県松本地域振興局長 宮島 克夫

農地整備課

公告

安曇野市等々力土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

令和6年8月29日

長野県松本地域振興局長 宮島 克夫

理事

重任

氏名	住所
高山 勝	安曇野市穂高4502番地
浅川 幸彦	安曇野市穂高2931番地1
望月 雄一郎	安曇野市穂高2748番地
松本 一男	安曇野市穂高8580番地14
須澤 美恵子	安曇野市穂高3171番地
望月 俊明	安曇野市穂高2917番地
望月 満	安曇野市穂高4158番地1
望月 靖	安曇野市穂高4024番地

監事

新任

氏名	住所
望月 増男	安曇野市穂高2718番地

重任

氏名	住所
宇留賀 正志	安曇野市穂高4236番地
等々力 進	安曇野市穂高3108番地

農地整備課

公告

駒ヶ根市大田切土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和6年8月29日

長野県上伊那地域振興局長 布山 澄

監事

新任

氏名 住所
入谷吉博 駒ヶ根市赤穂14427番地42

退任

氏名 住所
市村義美 駒ヶ根市東伊那4277番地

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年8月29日

長野県教育委員会教育長 武田育夫

1 入札に付する事項

(1) 調達産品等の種類及び数量

県立学校等（飯山高等学校以下105施設）で使用する電気
予定契約電力13,428kWh及び予定使用電力量21,982,000kWh
各施設の予定契約電力及び予定使用電力量は、仕様書によります。

(2) 調達産品等の特質等

仕様書によります。

(3) 調達期間

令和6年12月1日から令和7年11月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 調達場所

仕様書によります。

(5) 入札方法

入札金額は、(1)の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した予定契約電力に対する単一の単価及び予定使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の物件の買入れの等級がAに区分されている者であること。

(4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(7) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準に該当する者であること。

(8) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(3)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(3)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/documents/2022_2024sankasikaku_yoshiki.html

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問合せ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県会計局契約・検査課

電話 026 (235) 7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問合せ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県教育委員会事務局教育政策課

電話 026 (235) 7422

入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku02/nyusatsu/top.html>

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年10月10日(木) 午後1時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階 入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和6年10月9日(水) 午後5時

イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692番地2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県教育委員会事務局教育政策課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和6年9月26日(木) 午後5時までに4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、令和6年10月9日(水) 午後1時までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

入札説明書6の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県教育委員会教育長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of products to be procured:

Electricity to be consumed in prefectural schools (105 facilities including Iiyama High School)

Planned contract electricity: 13,428 kW

Planned electric energy consumption: 21,982,000 kWh

The planned contract electricity and the planned electric energy consumption for each facility is as mentioned in the tender description.

(2) Contract period:

From December 1, 2024 to November 30, 2025

(3) Procurement locations:

105 facilities including Iiyama High School (Address: 2610 Iiyama, Iiyama City, Nagano 389-2253 Japan)

(4) Contact information:

Nagano Prefectural Government, Secretariat of the Board of Education

Education Policy Division

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City, Nagano 380-8570 Japan

Tel: +81-26-235-7422 (Japanese only)

(5) Tender opening:

Date and time: Thursday, October 10, 2024, 1:00 p.m. (JST)

Location: Nagano Prefectural Office, West Annex, 1st Floor, Bidding Room

(6) Mail-in submission:

Deadline: Wednesday, October 9, 2024, 5:00 p.m. (JST)

Mailing address: Nagano Prefectural Government

Secretariat of the Board of Education

Education Policy Division

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City, Nagano

380-8570 (Exclusive postal code for the Nagano Prefectural Office)

Japan

教育政策課